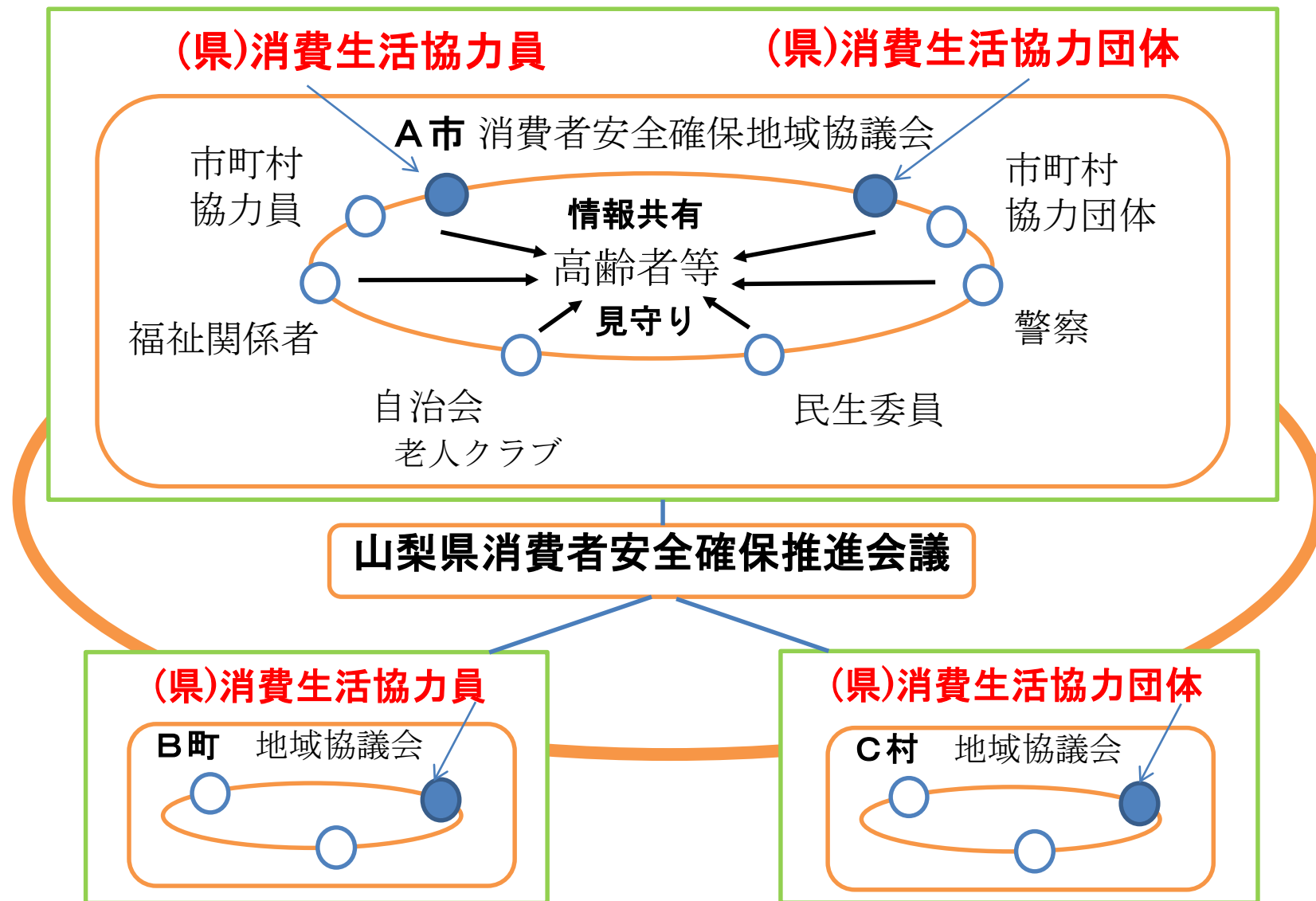


山梨県における 消費生活協力員・協力団体 の活動について

山 梨 県
県民生活部 県民安全協働課

1. 消費生活協力員・ 消費生活協力団体の役割

見守りネットワーク内の活動イメージ



期待される役割

- ① 地域における消費者安全に関する情報提供、啓発
- ② 地方公共団体の行う啓発活動等への協力
- ③ 消費者安全確保のために必要な情報の地方公共団体への提供
- ④ 地域における高齢者等の見守り
- ⑤ 消費生活に関する研修会の実施

2. 消費生活協力員の活動 について

山梨県消費生活協力員

- 任期： 2年間
- 現委嘱期間：（令和2・3年度）
令和2年4月1日～令和3年3月31日
- 人数： 80人
- 年齢層：41～86歳
- 元の職種：自営業、主婦、会社員、
市の会計年度任用職員 等

協力員の連携、育成の状況

① 市町村と協力員との連携事例

- ・市町村の消費者安全確保地域協議会の構成員として最新の消費者被害の状況や見守りの現状について協議、情報共有。消費者見守りサポーター養成講座への参加。
- ・市町村のお祭りでの啓発活動(クイズ・啓発品の配布など)。※ここ2年は、新型コロナウイルスの影響で自粛。

② 研修

- ・県民生活センター主催の協力員への研修会
(年2回程度)
- ・市町村独自の研修会等
最近の消費者トラブルと見守りの重要性を伝達

協力員が関わり消費者トラブルが解決した事例

昨日、自宅に15年前に設置した床下換気扇の撤去と交換の営業があり、契約した。撤去・新設費30万円とのことだが、高額ではないか。明後日工事に来ることになっているが、どうしたらよいか。



一人暮らしの
高齢者男性

市町村消費生活センターの対応

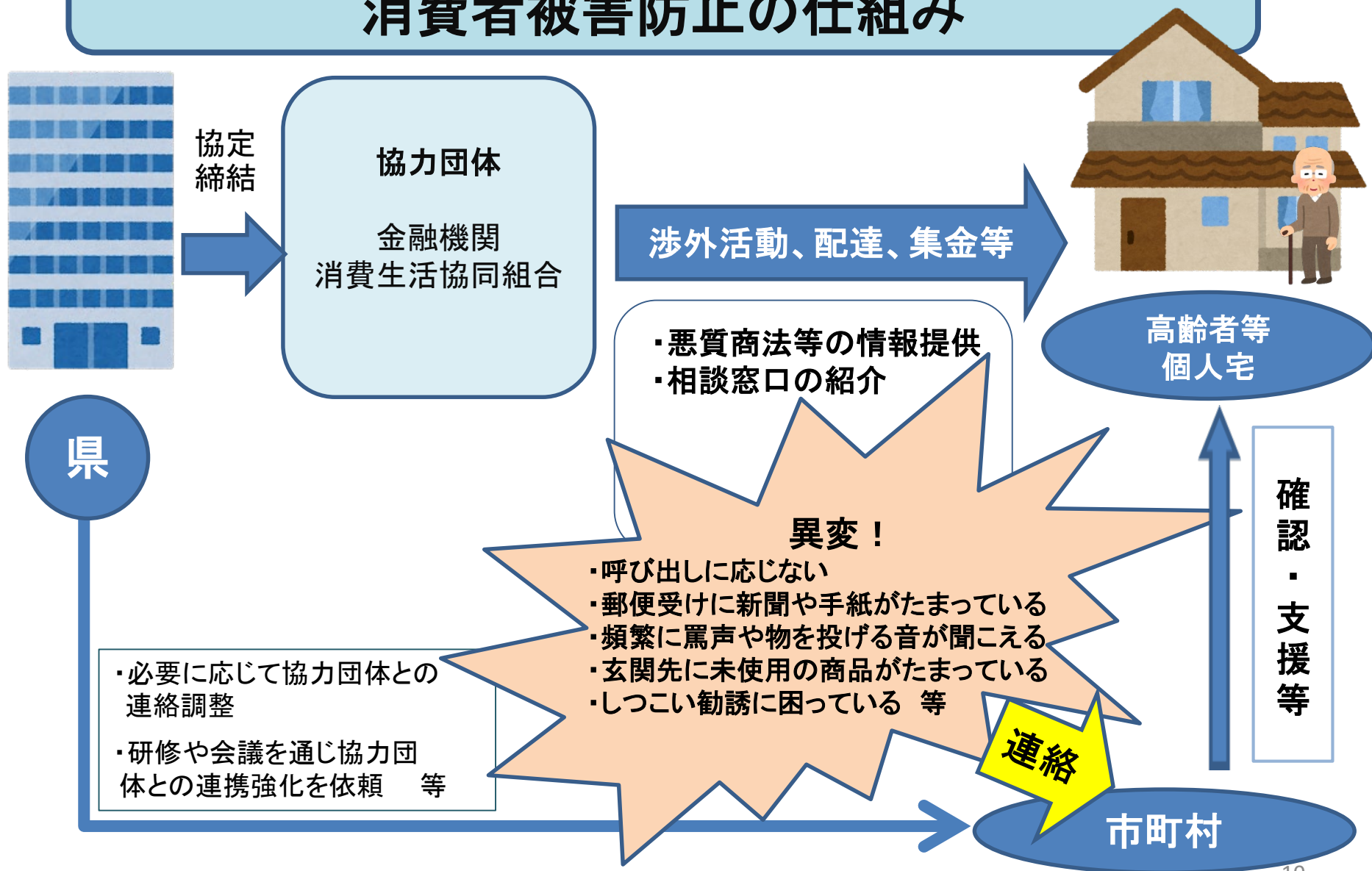
床下換気扇の必要性について情報を提供した上で、県外の息子に相談し、今回はクーリングオフをすることになった。その際、センターから消費生活協力員（見守りネットワーク委員兼務）に同席を依頼した。

その結果

相談者が業者にクーリングオフを申し出て契約を解除することができた。

2. 消費生活協力団体の活動 について

消費生活協力団体の高齢者の見守り活動・消費者被害防止の仕組み



啓発物品の配付

- ・毎年度、消費者被害防止の啓発物品を制作
(R2)ウェットティッシュ
- ・消費生活協力団体へ送付し、利用者への配布を依頼。

